

財政健全化に向けた基本的考え方 (財政制度等審議会における議論の整理)

平成26年5月27日
麻生議員提出資料

経済社会の構造変化

（「団塊の世代」の超高齢化）

- 2020年には「団塊の世代」が71～73歳、2020年代前半には後期高齢者（75歳以上）となり、大半が労働力人口から被扶養人口に移行。2020年代前半以降、医療・介護の給付が増加し、財政収支の更なる悪化が見込まれる。

（家計金融資産の減少と経常収支の変化）

- 多額の国債発行を支えてきた家計金融資産は、高齢化の進展に伴う家計貯蓄率の低下に伴い減少傾向。
 - 最近の貿易収支赤字により、経常収支が赤字となれば、「双子の赤字」に。国債市場や国債保有における海外投資家の割合が高まり、その投資動向が市場に大きな影響を及ぼす。
- 2020年度のPB黒字化の先送りは許されない。

「我が国の財政に関する長期推計」

- 2060年度時点の債務残高対GDP比を100%にするためには、2020年代前半に対GDP比11.94%の収支改善が必要。2020年度に国・地方PB黒字化を達成した場合ですら、2020年代前半に対GDP比8.20%の収支改善が必要。
- 2020年度のPB黒字化は最終到達点ではなく出発点。
- 経済成長率や出生率の変動が必要収支改善幅に与える影響は大きくない。歳出・歳入両面の財政構造の改善が必要。

今後の予算編成における取組み

- 内閣府試算において2020年度のPB赤字が約12兆円と見込まれていることを踏まえれば、各年度の予算編成において収支改善が可能なときにはできる限りの改善を進めるべき。
- 2015年度のPB赤字半減目標は出発点至る前の単なる中間目標に過ぎず、内閣府試算よりも収支が改善する見通しとなった場合でも、その差額を歳出増や減税に充てるべきではない。
- むしろ、2020年度の黒字化に向けた具体的な取組みを早急に検討すべき。その中で、現行の「中期財政計画」を踏まえ、社会保障については、中期的に給付と負担の均衡を実現できるよう、各年度において着実に取組みを進め、社会保障以外については各年度同程度の水準を基本としつつ、PB対象経費全体について極力抑制すべき。
- 来年度予算編成においては、これらの取組みの初年度として、前年度同様に「中期財政計画」に沿って最大限努力。その上で来年度予算に基づいて、その後の5年間の取組みについて来夏までにさらに具体的な工程を明らかにする必要。

Ⅱ. 各歳出分野における取組み

1. 社会保障

(総論)

○ 「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025年までに、給付と負担の均衡を図るため以下の改革を進める必要。

(給付面での改革)

【年金】

○ マクロ経済スライドを来年4月以降着実に発動していくことが重要。

○ 世代内・世代間の公平性を確保する観点からの制度の見直し(名目下限ルールの撤廃、年金課税の在り方の見直し)が必要。

【医療・介護】

○ 公的給付範囲の見直しについて、以下の取組みが必要。

- ・ 受診時定額負担
- ・ 先発医薬品の保険償還額を後発医薬品に基づいて設定(ジェネリック推進)
- ・ 市販類似薬品の保険適用除外(湿布、漢方薬など)
- ・ 柔道整復師の数の急増の抑制、保険適用の厳格化 等

○ 医療・介護サービスの提供体制改革を確実に医療費の効率化につなげていくため、フランスの医療費支出目標制度(ONDAM)を踏まえつつ、レセプトデータを活用して実効性ある地域ごとの「支出目標」を導入(国・保険者レベルでも設定)すべき。

○ 診療報酬・介護報酬の抑制とあり方の抜本的見直しとして、

① 診療報酬について、薬価の市場実勢の下落による「当然減」の毎年の反映(薬価調査・薬価改定の毎年実施)が重要。

「7対1入院基本料」算定病床の削減を継続する必要。

② 介護報酬について、「自然増」を検証し、介護事業者の収支状況や内部留保等も踏まえ、27年度介護報酬改定において適正化を図るべき。

【生活保護】

○ 27年度予算編成において、各種扶助・加算制度(例:住宅扶助、有子世帯の加算扶助、冬季加算等)のあり方・水準を適正化する必要。

(負担面での改革)

○ 保険料負担の公費負担への付替えになる公費負担割合の引上げは厳に慎みつつ、保険料負担による支え合いを維持・強化する方向を目指すべき。保険料負担のあり方を「負担能力別」に切り替えていくと同時に、支え手を増やすため、以下の取組みを進めていく必要。

① 高齢者について、標準的な引退年齢としての年金支給開始年齢の引上げに中期的な課題として取り組む必要。

② 女性の就労促進に当たり、働く意欲を阻害しかねない仕組みをなくすべき。このため、短時間労働者に対する被用者保険の更なる適用拡大を検討する必要。

③ 子育て支援について、財源確保の範囲内で公費を拡充すべき(負担を子どもたちにつけ回さない)。

Ⅱ. 各歳出分野における取組み

2. 地方財政

(地方財政計画の歳出見積等の適正化)

- 給与関係費など地方財政計画の歳出項目等について、平成20年秋のリーマン・ショック後、十分な見直しが行われておらず、国が財源保障すべき標準的な歳出となるよう、計上の適正化を行う必要。
- 地方税及び地方譲与税収が計画時の見積よりも決算で上振れした場合は、結果として過大となる地方交付税の特例加算(国の赤字国債)・地方の臨時財政対策債の発行額を後年度に減額できる仕組みを早急に検討すべき。
- 今後、地方法人税収の回復に伴い、地方公共団体間の税収の偏在は拡大する見込みであり、平成27年度においても適切な偏在是正措置を講ずる必要。

3. 公共事業

(社会資本整備の一層の重点化・効率化)

- 厳しさを増す財政事情の下、社会資本の整備水準の向上や今後の急速な人口減少を踏まえれば、今後の社会資本整備に際しては、一層の重点化を図るとともに、効率的かつ計画的に進める必要。
- 費用の増加が見込まれる社会資本の維持管理・更新について、それぞれの管理主体が人口減少等を見据え、インフラ長寿命化計画(行動計画)等を策定し、これに基づき効率的に対応する必要。
- 新規投資については、我が国にとって必要とされる国際競争力強化や防災対策であっても、費用対効果を厳しく見極め、厳選する必要。

4. 文教

(教育の質向上と規模の適正化)

- いじめ問題等、学校が抱える課題が多様化する中、教職員の増員ではなく、シルバー人材や外部専門人材の活用等により、きめ細かく対応。同時に、教員の質向上が重要であり、研修等の充実、退職教員を活用した補助・育成といった取組みも必要。
- 少子化が進む中で、既に標準規模(12～18学級)に満たない小規模校が約半数を占め、今後も増加。学校規模の適正化により、子どもが集団の中で能力を伸ばせる、人間関係に配慮した学級編成が出来るといった教育上の利点があり、子ども・保護者の意見を重視しつつ学校の統廃合に積極的に取り組む必要。

(国立大学の機能強化に向けた取組み)

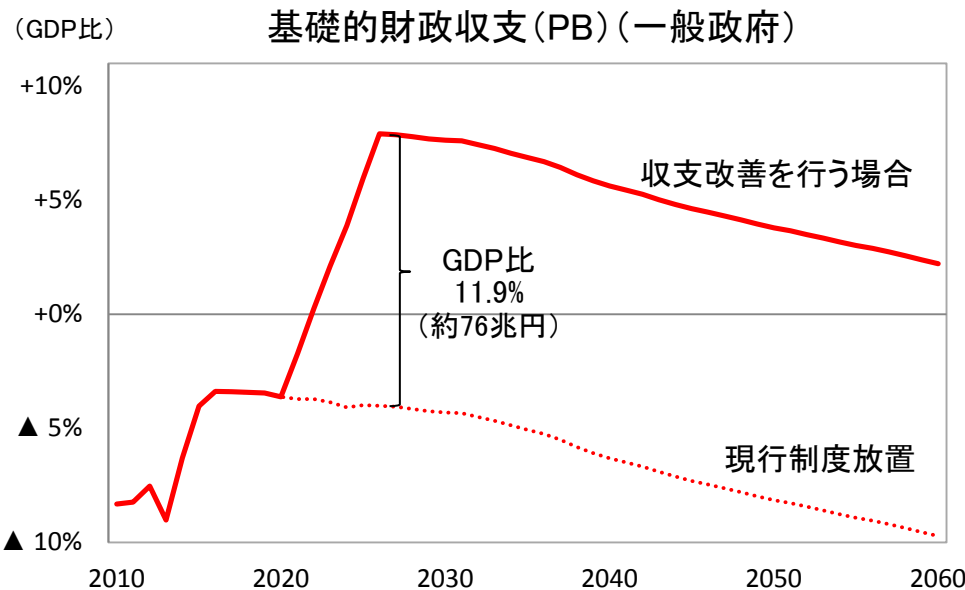
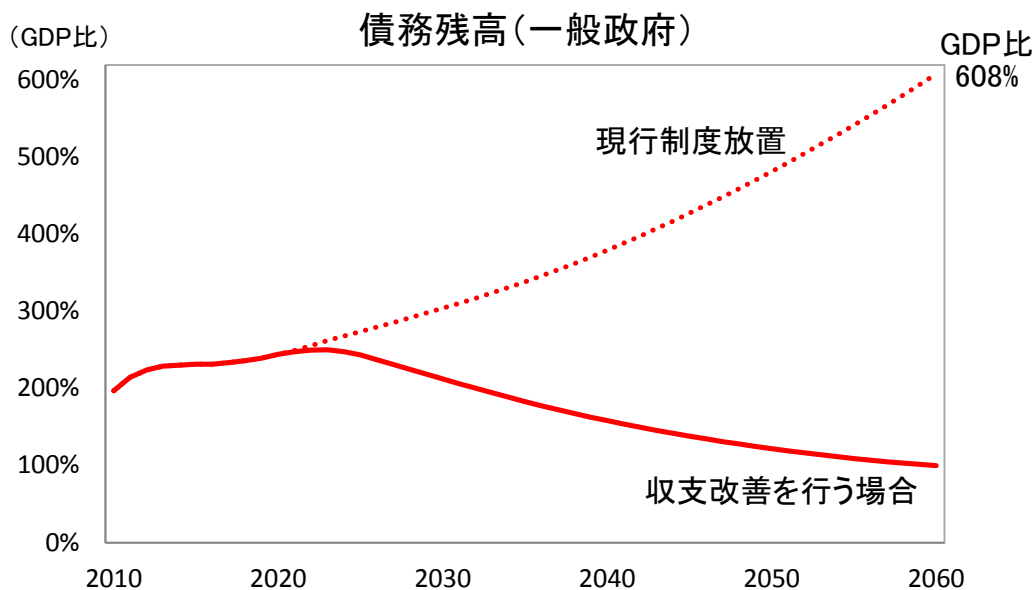
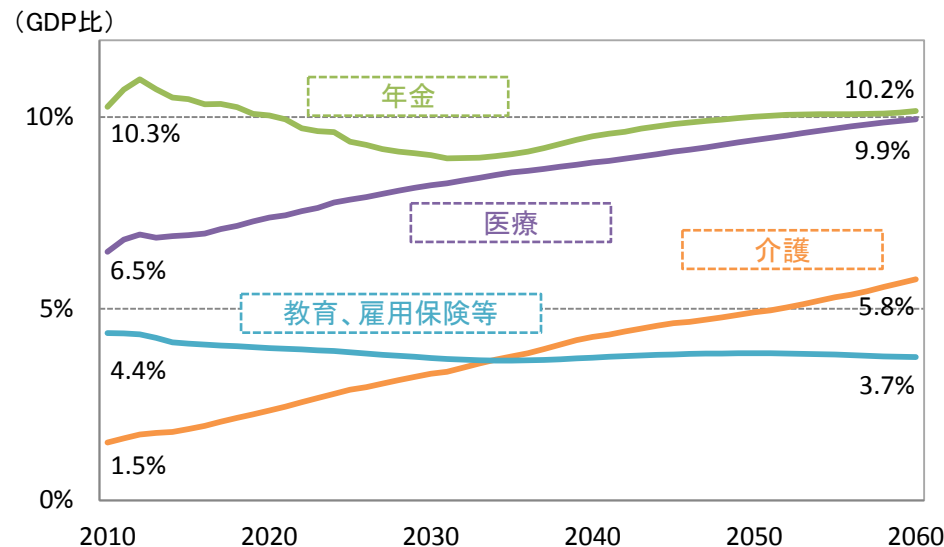
- 教育研究組織や学内資源配分の見直しや、自己収入の増など自助努力を率先して行う大学に対し、運営費交付金を重点支援する仕組みが必要。その前提として、各大学について比較可能な外部評価を厳正に行うとともに、積極的に情報公開を推進する必要。

(参考)「我が国の財政に関する長期推計」の概要

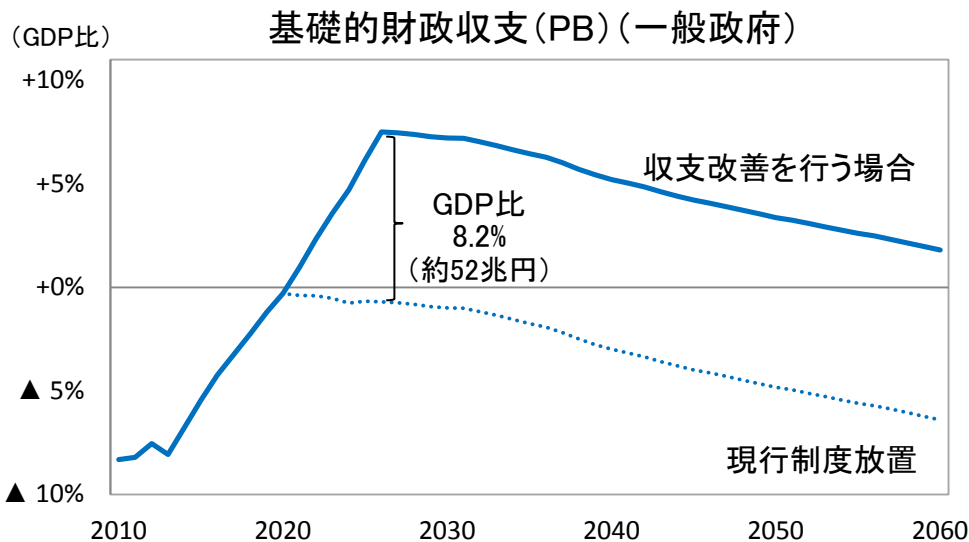
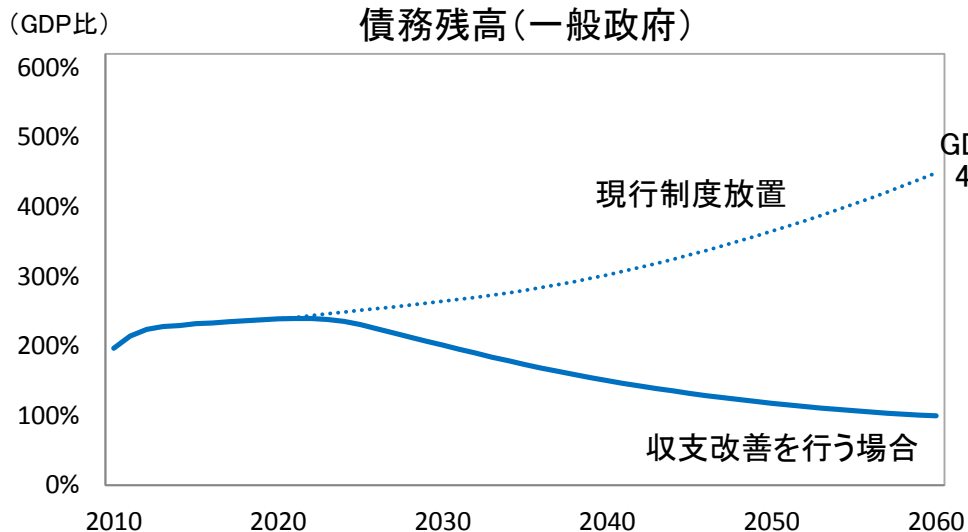
○ 欧州委員会が3年に1度行う分析方法(「Fiscal Sustainability Report」)に倣い、長期的な視点から、高齢化の進展に伴う社会保障給付の増加の影響及び我が国の財政の持続可能性を維持するために必要な収支改善幅などを試算。

○ 現行の社会保障制度を前提に、歳出・歳入をGDPで伸ばすと、今後2060年度まで実質成長率2.0%、名目成長率3.0%が継続しても、高齢化による社会保障給付(特に医療・介護)の増加などの結果、債務残高対GDP比は発散(608%)。

○ 債務残高対GDP比を2060年度に100%に低下させるためには、2020年代前半に、GDP比11.9%(2021年度の名目GDPで計算すると約76兆円)の収支改善が必要。
(2020年度までは財政改善努力をしない前提。)

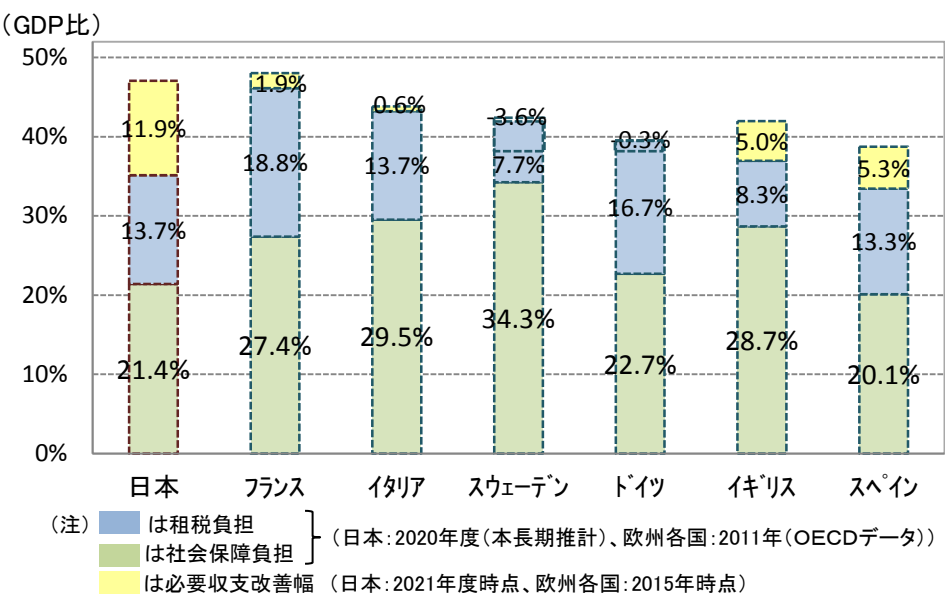


○ 2020年度に国・地方PB黒字化を達成した場合ですら、上記の必要収支改善幅はGDP比8.2% (2021年度の名目GDPで計算すると約52兆円)となる。



○ 上記の必要収支改善幅(11.9%)を現在の国民負担率に加えると、概ねヨーロッパ諸国並みとなる。

○ 成長率、出生率、金利が改善すれば必要収支改善幅も一定程度小さくなるが、なお相当程度の収支改善が必要。



<必要収支改善幅(11.9%)について、諸前提を変動させた場合>

	必要収支改善幅
実質1.0%・名目2.0%	14.1%
実質2.0%・名目3.0%	11.9%

	必要収支改善幅
出生低位(出生率1.12)・死亡低位	12.4%
出生中位(出生率1.35)・死亡中位	11.9%
出生高位(出生率1.60)・死亡高位	11.5%
2030年に出生率2.07に回復	10.3%

	必要収支改善幅
名目長期金利(+1%) 4.7%	14.9%
名目長期金利(+0%) 3.7%	11.9%
名目長期金利(-1%) 2.7%	9.4%